

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令の一部を改正する命令について（概要）

令和 8 年 4 月
消費者庁食品表示課

1. 改正の趣旨

食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成 27 年内閣府・農林水産省令第 2 号。以下「共同命令」という。）においては、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の規定に基づき主務大臣が食品関連事業者に対して行うこととなっている指示について、農林水産大臣の指示権限の範囲を特定するため、農林水産大臣が指示することができない表示事項及び遵守事項を定めている。

これらの事項の一部は食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）を引用しているところであるが、今般、食品表示制度を合理的かつシンプルで分かりやすく、また、時代に即した制度とすること等を目的として、消費者庁が開催する食品表示に関する有識者会議（[個別品目ごとの表示ルール見直し分科会](#) | [消費者庁](#)。以下「分科会」という。）で議論された結果等を踏まえ、食品表示基準について所要の改正を行うこととなった。そのため、当該改正箇所を引用する共同命令についても併せて所要の手当を行うこととする。

2. 改正の概要

分科会において、旧食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）由来事項については、以下の考え方に従って見直しに係る議論が行われた。

- 食品表示基準の別表で規定されている個別品目ごとのルール（旧食品衛生法由来事項）については、食品衛生法に表示基準があった時代から、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止や、消費者に対する食品の特性の伝達等の観点からその役割を果たしてきた。しかし、横断的な表示基準が策定され、別表第 19 及び 20 を見なくとも、他の表示事項から判断が可能なものもあり、時代とともにその役割が終了しているものもある。
- 近年、容器包装上の義務表示事項が拡大していくことに伴い、表示内容が増加した結果、食品表示の複雑さ・難解さが指摘されているところ。消費者の視認性を確保するには、消費者にとって有益な情報以外の表示の義務付けは縮小すべきである。

その結果、食品表示基準別表第 19 に規定する以下の食品については、横断的な義務表示事項等で代替が可能である事項又は品質に関わるものであって義務的表示である必要がない事項のいずれかに該当することにより、規定を廃止することが適当であると結論づけられた。

- ・ 即席めん類
- ・ 無菌充填豆腐
- ・ 乳又は乳製品を主要原料とする食品
- ・ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ
- ・ 鯨肉製品
- ・ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ・ 缶詰の食品
- ・ 水のみを原料とする清涼飲料水
- ・ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のもの

これを踏まえて、食品表示基準別表第 19 を引用する共同命令第 1 条第 1 項第 15 号に掲げる食品のうち、これらの食品を削る。

3. 根拠条項

- 食品表示法第 6 条第 1 項

4. 施行期日等

- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日
- 経過措置：令和 12 年 3 月 31 日

※ 経過措置の期日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができることとする。